明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔府　令〕
○沖縄総合事務局組織規則の一部を改正する内閣府令（内閣府六二）　二
〔府令・省令〕
○農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令等の一部を改正する命令　三
〔省　令〕
○農業協同組合法施行規則の一部を改正する省令（農林水産六二）　四
○電気事業法施行規則等の一部を改正する省令（経済産業八二）　五
○所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法施行規則等の一部を改正する省令（国土交通七五）　九
○海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等に関する技術上の基準等に関する省令の一部を改正する省令（同七六）　一〇八
〔告　示〕
○農業協同組合法施行令第三条の四並びに第三条の五第一項及び第三項第二号から第四号までの規定に基づき、主務大臣の指定する金融機関等を定める件の一部を改正する件（金融庁・農林水産一三）　一〇九
○農業協同組合法施行令第十条第十一項第五号及び第六十二条並びに農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令第十五条の五第二項、第十六条第二項及び第四項から第六項まで並びに第十七条第一項及び第二項の規定に基づき合算関連法人等から除かれる者として農林水産大臣及び金融庁長官が定める者等を定める告示の一部を改正する件（同一四）　一一三
○農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行規則附則第三十条第二項第二十四号の規定に基づき金融機関等を定める件の一部を改正する件（同一五）　一一三
○水産業協同組合法施行令第十条第十一項第五号及び第二十九条並びに漁業協同組合等の信用事業等に関する命令第十三条の五第二項、第十四条第二項及び第四項から第六項まで並びに第十五条第一項及び第二項の規定に基づき合算関連法人等から除かれる者として農林水産大臣及び金融庁長官が定める者等を定める告示の一部を改正する件（同一六）　一一三
○所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法第三条第一項の規定に基づき、所有者不明土地の利用の円滑化及び土地の所有者の効果的な探索に関する基本的な方針の全部を改正する告示（法務・国土交通一）　一一六
○海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則第一条の二十三第一項第三号の船舶を定める告示の一部を改正する告示（国土交通一〇八七）　一一九
○所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法施行令第二条第三項第二号の規定に基づき国土交通大臣が定める耐用年数を定める告示（同一〇八八）　一二四
○運輸審議会件名表に登載された件（同一〇八九）
〔官庁報告〕
産　業
日本産業規格（厚生労働省）　一二五
〔公　告〕
諸　事　項
官庁
公証人法第十三条に規定する公証人の採用、犯罪被害財産支給手続開始決定関係　一二六
裁判所
破産、免責、再生関係　一二七
特殊法人等
国立大学法人九州大学参加者事前確認公募関係　一六四
会社その他
会社決算公告　一六五
一七四